

G E 健康保険組合
理事長 宇佐見 英司
(公 印 省 略)

健康保険組合規約及び組合会会議規則の一部変更について

G E 健康保険組合規約及び組合会会議規則の一部を下記のとおり変更したので、健康保険法施行令第 3 条 2 の規定により公告いたします。

記

G E 健康保険組合規約

新	旧
<p>(組合会の招集手続) 第 17 条 1～2 (略)</p> <p><u>3 組合会はテレビ会議システム及び WEB 会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム(以下「会議システム」という。)により開催することができる。</u></p> <p>(組合会の傍聴) 第 19 条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。</p> <p>(組合会の議決事項) 第 21 条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。 (1) 規約の変更 (2) 収入支出予算及び事業計画 (3) 収入支出決算及び事業報告 (4) 規約及び規程で定める事項 (5) その他重要な事項</p> <p><u>2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第 18 条第 1 項の規定による書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号。以下「施行令」という。)第 9 条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決(以下「書面による議決」という。)をすることができる。</u> (1) 議員の疾病、負傷 (2) 議員に係る災害又は交通途絶</p>	<p>(組合会の招集手続) 第 17 条 1～2 (略)</p> <p>(組合会の傍聴) 第 19 条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったときは、この限りでない。</p> <p>(組合会の議決事項) 第 21 条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。 (1) 規約の変更 (2) 収入支出予算及び事業計画 (3) 収入支出決算及び事業報告 (4) 規約及び規程で定める事項 (5) その他重要な事項</p>

新	旧
<p><u>(3) 災害等の発生による外出自粛要請</u></p> <p><u>3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。</u></p> <p>(会議録の作成)</p> <p>第 22 条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 開会の日時及び場所</p> <p>(2) 議員の定数</p> <p>(3) 出席した互選議員及び選定議員の氏名(数)、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名(数)、並びに代理を受けた議員の氏名</p> <p>(4) 議事の要領</p> <p>(5) 議決した事項及びその賛否の数</p> <p>2 <u>テレビ会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>テレビ会議システムで組合会を開催した旨</u></p> <p>(2) <u>テレビ会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見がお互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨</u></p> <p>(3) <u>システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨</u></p> <p>(4) <u>テレビ会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所</u></p> <p><u>3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第 1 項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。</u></p> <p><u>4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。</u></p> <p>(理事会の招集の手続き)</p> <p>第 29 条</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 理事会は会議システムにより開催することができる。</u></p> <p>(理事会の議事)</p> <p>第 31 条</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第 3 項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決(以下「書面による議決」という。)をすることができる。</u></p> <p>(1) <u>理事の疾病、負傷</u></p> <p>(2) <u>理事に係る災害又は交通途絶</u></p> <p>(3) <u>災害等の発生による外出自粛要請</u></p>	<p>(会議録の作成)</p> <p>第 22 条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 開会の日時及び場所</p> <p>(2) 議員の定数</p> <p>(3) 出席した互選議員及び選定議員の氏名(数)、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名(数)、並びに代理を受けた議員の氏名</p> <p>(4) 議事の要領</p> <p>(5) 議決した事項及びその賛否の数</p> <p>2 テレビ会議により組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。</p> <p>(1) <u>テレビ会議で組合会を開催した旨</u></p> <p>(2) <u>テレビ会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見がお互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨</u></p> <p>(3) <u>システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨</u></p> <p>(4) <u>テレビ会議に参加した組合会議員の氏名及び場所</u></p> <p>3 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。</p> <p>(理事会の招集)</p> <p>第 29 条</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(理事会の議事)</p> <p>第 31 条</p> <p>1～5 (略)</p>

新	旧
<p>7 <u>理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。</u></p> <p>(理事長の専決)</p> <p>第36条 理事長は、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「施行令」という)第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>附則 この規約は、令和2年7月1日から施行する。</p>	<p>(理事長の専決)</p> <p>第36条 理事長は、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「施行令」という)第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。</p> <p>2 (略)</p>

組合会会議規則

新	旧
<p><u>組合会会議規則規程</u></p> <p>第1条 組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、遠方に所在する等のやむを得ない理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合会議員は、テレビ会議システムにより出席することができる。</p> <p>第2条 議員の席次は、議長の定めるところによる。</p> <p><u>2 補欠議員の席次は、前任者の席次による。ただし、補欠のため同時に議員となった者が2人以上あるときは、その席次は議長の定めるところによる。</u></p> <p><u>3 議員の定数が増加したため、選定又は選挙した議員の席次は、議長の定めるところによる。</u></p> <p>第3条 会期を定めて召集した会議の場合には、議長は次の開議会議日程及び開議の時間を定めて、これを会議に報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>2 議案又は報告書は、議長が付議する。した後、この組合の事務職員に朗読させる。ただし、議長がその必要を認めないときは、朗読を省略することができる。</u></p> <p><u>第8条 会議システムによる組合会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由にできるよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。</u></p> <p>第2章 第9条から第12条を削る</p>	<p>組合会会議規程</p> <p>第1条 組合会は、組合会議員を組合開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、遠方に所在する等のやむを得ない理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合会議員は、テレビ会議システムにより出席することができる。</p> <p>第2条 議員の席次は、議長の定めるところによる。</p> <p>第3条 会期を定めて召集した会議の場合には、議長は次の開議日程及び開議の時間を定めて、これを会議に報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 議案又は報告書は、議長が付議した後、この組合の事務職員に朗読させる。ただし、議長がその必要を認めないときは、朗読を省略することができる。</p> <p>第2章 読会</p> <p>第8条 議案は三読会を経て確定する。ただし、議長は、会議にはかり第二読会又は第三読会を省略することができる。</p>

新	旧
<p>第 <u>2</u> 3 章 動議及び建議</p> <p>第 <u>9</u> 13 条 (略)</p> <p>第 <u>10</u> 14 条 (略)</p> <p>第 <u>11</u> 15 条 (略)</p> <p>第 <u>12</u> 16 条 (略)</p> <p>第 <u>3</u> 4 章 発言及び討論</p> <p>第 <u>13</u> 17 条 (略)</p> <p>第 <u>14</u> 18 条 (略)</p> <p>第 <u>15</u> 19 条 (略)</p> <p>第 <u>16</u> 20 条 (略)</p> <p>第 <u>4</u> 5 章 採決</p> <p>第 <u>17</u> 21 条 (略)</p> <p>第 <u>18</u> 22 条 (略)</p> <p>第 <u>19</u> 23 条 (略)</p> <p>第 <u>20</u> 24 条 (略)</p> <p>第 <u>21</u> 25 条 (略)</p> <p>第 <u>22</u> 26 条 (略)</p> <p>第 <u>23</u> 27 条 (略)</p> <p>第 <u>5</u> 6 章 秩序</p> <p>第 <u>24</u> 28 条 (略)</p> <p>第 <u>25</u> 29 条 (略)</p> <p>第 <u>26</u> 30 条 (略)</p> <p>第 <u>27</u> 31 条 (略)</p> <p>第 <u>28</u> 32 条 (略)</p> <p>第 <u>6</u> 7 章 傍聴</p> <p>第 <u>29</u> 33 条 (略)</p> <p>第 <u>30</u> 34 条 (略)</p> <p>第 <u>31</u> 35 条 (略)</p> <p>第 <u>32</u> 36 条 (略)</p> <p>附則 この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>第 3 章 動議及び建議</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>第 4 章 発言及び討論</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>第 5 章 採決</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>第 26 条 (略)</p> <p>第 27 条 (略)</p> <p>第 6 章 秩序</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>第 32 条 (略)</p> <p>第 7 章 傍聴</p> <p>第 33 条 (略)</p> <p>第 34 条 (略)</p> <p>第 35 条 (略)</p> <p>第 36 条 (略)</p>

以上